

## ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し（固定資産税）

平成27年度の評価替えにおいて対応することとされた。

<参考>平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定）（抄）

第3章 平成24年度税制改正

2. 資産課税

（4）その他

[地方税]

- ① 観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価の見直しについて、現在実施している実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応します。